

第 5218 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 5月 1日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ 弁護士報酬の課税漏れ税額の処理

**Q**：弁護士に対する報酬を源泉税を差し引かず、全額支払っていたところ、税務調査で徴収漏れを指摘されました。源泉徴収の取扱いは、どのようになるのでしょうか？

**A**：次のように取り扱われます。

### 【解説】

源泉徴収しなければならないにも拘らず、源泉徴収しなかった場合は、その理由により、次のように取り扱われます。

- ①税額を徴収していなかった理由が、その徴収すべき税額を支払者が負担する契約となっていたことによるものである場合には、取引手取額により支払金額が定められていたものとして、その税引手取額を税込金額に逆算し、その逆算した金額をその報酬の支払金額とみなして源泉徴収税額を計算します。
- ②その理由が、①以外のものである場合には、既に支払った金額のうちからその税額を徴収すべきであったものとし、既に支払った金額を基準として源泉徴収額を計算します。この場合において、その計算した税額を納付した支払者が、その納付した税額につき相手方に請求しないこととしたときは、その請求しないこととした時においてその納付した税額に相当する金額を税引き手取額により支払ったものとし、その支払ったものとされる金額に対する税額を計算します。

